【外国人に対する陸路での入国制限措置の延長】ブラジルにおける新型 コロナウイルスに関する注意喚起

2020年4月30日

<ポイント>

- ◎ブラジル政府は、4月29日、陸路によるブラジルへの外国人の入国を、国籍を問わず制限する措置を30日間延長する旨発表しました(同日付で施行)。
- ◎「ブラジルに滞在する邦人実態把握調査」の登録及び更新(帰国予定時期の登録を含む)のご協力をお願いします。https://forms.gle/5DE749RxdTh6qBit8
- ◎日本国政府はブラジルの感染症危険レベルについてレベル3「渡航は止めてください(渡航中止勧告)」を発出しています。ブラジルを出国する航空便は減便・休便が進んでいます。現在ブラジルに一時的に滞在されている方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、早期の出国をご検討ください。

<本文>

●ブラジル政府は、4月29日、陸路によるブラジルへの外国人の入国を、国籍を問わず制限する措置を30日間延長する旨を定めた政令第204号を発表し、同日発効しました。

(同政令は次のリンクからご覧いただけます: http://www.in.gov.br/web/dou/-/portaria-n-204-de-29-de-abril-de-2020-254499736)

以下, 政令第204号の要旨です。

- 1 この政令は、2020年2月6日法律第13,979号第3条第6号の規定により、国籍に関わらず、外国人の入国を例外的かつ一時的に制限する措置について定める。(第1条)
- 2 この政令の公布日より 30 日間,国籍に関わらず,外国人の陸路又は他の陸上交通機関による入国を制限する。当該措置の期間については,必要に応じて,国家衛生監督庁(ANVISA)の技術的かつ合理的な勧告に基づき,延長することができる。(第2条)
- 3 本政令による制限は、新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染及び蔓延の危険性に関する衛生上の理由による、国家衛生監督庁(ANVISA)の技術的かつ根拠のある勧奨に基づくものである。(第3条)
- 4 この政令で定める制限は、以下の者に対しては適用されない。 (第4条)
- (1) 生来のブラジル人及び帰化したブラジル人
- (2) ブラジル領土内に一定期間または無期限の在留資格を有する移民
- (3) 国際機関のミッションによる外国人専門家で、身分証明可能な者
- (4) ブラジル政府に接受された外国政府職員
- (5) 以下の外国人
- ア ブラジル人の配偶者,事実婚者,子供,親または後見人
- イ 公益の観点から、ブラジル政府によって特別に入国が認められた者
- ウ 国家移民登録証を保有する外国人(当館注:国家移住登録証(CRNM: Carteira de Registro Nacional Migratorio),又は有効な外国人登録証(CIE:Cedula de Identidade de Estrangeiro,通称「RNE(CIE 記載の外国人登録番号)」)

例外として,ブラジルと陸続きの国境を接する国に滞在する外国人がその居住国への航空便 に搭乗する必要がある場合,連邦警察の許可を得てブラジルに入国することができる。この場 合,当該外国人は,直接空港に行く必要があり,居住国の大使館又は領事館からの正式な要請 書を所持し,該当する航空券を提示する必要がある。

なお、(2)、(5)ア及びウの規定は、ベネズエラから来た外国人には適用されない。

- 5 この政令で定める制限は、以下を妨げるものではない。 (第5条)
- (1) 現地保健当局により事前に承認された、国境を越える人道的行動の実施
- (2) 市街地に国境線を有する都市間の住民(国境地域に住む証明書,あるいはその他の証拠文書を示すことが必要)の交通。但し、当該隣接国がブラジル人に対して相互主義に基づく対応を保障する場合に限る。

(3) 運転手が第4条の対象に該当しない場合も含めた、法の定める陸上貨物輸送機関の自由な通行

なお、(2)の規定は、ベネズエラとの国境には適用されない。

- 6 本政令で定められた措置に従わない違反者への対応は、以下のとおり。(第6条)
- (1) 民事,行政及び刑事上の責任を問われる。
- (2) 即時送還され, 難民申請資格を喪失する。
- 7 この政令に定めのない事例については、法務・治安省が決定する。(第7条)
- 8 次は廃止される。(第8条)
- (1) 2020年3月31日付政令第158号(ベネズエラからの陸路による外国人の入国の30日間の制限措置を規定)及び同年4月20日付政令第195号(ウルグアイからの陸路による外国人の入国制限の30日間の延長措置を規定)
- (2) **2020** 年 **3** 月 **22** 日付政令第 **132** 号(ウルグアイからの陸路による入国の **30** 日間の制限 措置を規定)
- (3) 2020年4月2日付政令第8号(アルゼンチン等,ブラジル周辺8か国からの陸路による外国人の入国制限の30日間の延長措置を規定)
- 9 この政令は、公布日より施行する。(第9条)

【ご参考】

- 3月22日付政令第132号: http://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-n-132-de-22-de-marco-de-2020-249098650
- 3月22日付政令第158号: http://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-n-158-de-31-de-marco-de-2020-250477893
- 4月2日付政令第8号: http://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-n-8-de-2-de-abril-de-2020-250915950
- 4月20日付政令第195号: http://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-n-195-de-20-de-abril-de-2020-253195231
- ●在ブラジル大使館、総領事館及び領事事務所では、現在のブラジルにおける新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、ブラジル国内に滞在中の日本国籍を有する方々の在留状況等を正確に把握するため以下の入力フォームへのご登録、情報更新をお願いしています。

https://forms.gle/5DE749RxdTh6qBit8

なお、既にご登録頂いた方で、以下に該当される方は、随時最新情報へのアップデートにご協力をよろしくお願い申し上げます。更新作業は $1\sim3$ 分で終了いたします。下記の要領にてご作業ください。

Oご家族を含めてすでにご帰国をされた方:

各項目で「帰国済み」への変更をお願いします。

〇「5月以降」ご帰国予定と回答された方:

まもなく、5月になりますので、「5月中」、「6月中」、「7月以降」の項目を追加しました。現時点でのご予定をご選択ください。

Oその他ご帰国予定の方

上記同様に情報のアップデートをお願いします。

【作業要領】

1 前回ご登録いただいたメールアドレスへ送付されていた以下のメールを検索。

送付元: forms-receipts-noreply@google.com

- 件 名:ブラジルに滞在する邦人実態把握調査
- 2 メール本文上段にある「回答を編集」を押下する。
- 3 更新箇所(ご自身やご家族の滞在状況)を編集する。
- 4 最後に画面の最下段にある「送信」を押下する。
- 現在, 在ブラジル日本国大使館及び総領事館は, 感染防止の観点から, 業務体制を縮小して

おります。領事サービスには、可能な限り対応を行っていますが、お問い合わせ等への対応に 通常よりも遅れが生じる場合がございますところ、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

- ●万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は下記公館までご連絡ください。
- ・在ブラジル大使館(https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州)
- ・在サンパウロ総領事館(https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (サンパウロ州、マト・グロッソ州、マト・グロッソ・ド・スール州、三角ミナス地域)
- ・在クリチバ総領事館(https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (パラナ州,サンタ・カタリーナ州)
- ・在ベレン領事事務所(https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (パラ州,マラニョン州,アマパ州,ピアウイ州)
- ・在リオデジャネイロ総領事館(https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (リオデジャネイロ州, エスピリト・サント州, ミナス・ジェライス州)
- ・在ポルトアレグレ領事事務所(https://www.curitiba.br.emb-

japan.go.jp/itpr_ja/00_000040.html)

(リオ・グランデ・ド・スール州)

- ・在マナウス総領事館(https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (アマゾナス州、ロンドニア州、ロライマ州、アクレ州)
- ・在レシフェ総領事館(https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)(セアラー州,リオ・グランデ・ド・ノルテ州,セルジッペ州,ペルナンブコ州,アラゴアス州,バイア州,パライバ州)

【参考】

新型コロナウイルス関連情報

在ブラジル日本大使館のウェブサイトに「新型コロナウイルス関連情報」のページを作成し、これまでに発出した新型コロナウイルス関連の領事メールなどを掲載しておりますので、情報収集にご利用ください。

https://www.br.emb-japan.go.jp/itpr ja/coronavirus.html

●現在、各航空会社は、ブラジル出発便や日本への帰国便も含め、減便及び運休等の措置をとっています。在留邦人の皆様に向けた参考情報として、ブラジル出発便等に関する情報を以下のリンクのとおり当館サイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.br.emb-japan.go.jp/itpr ja/11 000001 00081.html

●また、運航している便についても、経由地において乗客に対する措置等が課されている場合がありますので、その関連情報については下記サイトをご参照ください。 新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限)【外務省】

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

●なお、日本到着時には必ず検疫が実施されますので、検疫等の措置については、以下の厚生 労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/covid19 qa kanrenkigyou 0000 1.html

- ●ブラジル保健省新型コロナウイルス感染症関連情報 http://plataforma.saude.gov.br/novocoronavirus/#COVID-19-brazil
- ●さらに昨今の新型コロナウイルスの拡大を受け、各国は出入国管理や検疫を厳格化している とされ、渡航先における情報を迅速に入手するためには、「たびレジ」が大変便利です。第三 国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」登録をよろしくお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館 -電話:41-3322-4919

-e-mail: setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所 -電話:51-3334-1299

-e-mail: cjpoa@c1.mofa.go.jp